

ハンガリー

特許規則

1995年法令第20号

1996年1月1日施行

目次

- 第1条 特許出願
- 第2条 願書
- 第3条 明細書及びクレーム
- 第4条 函面
- 第5条 要約
- 第6条 植物の品種に関する特則
- 第7条 動物の品種に関する特則
- 第8条 施行

第1条 特許出願

- (1) 特許出願には次を含めるものとする。
 - (a) 願書。
 - (b) 1以上のクレームを含む明細書
 - (c) 発明の理解のために必要な場合は、1以上の図面
 - (d) 要約
 - (e) 代理人(いる場合)を選任する書類
 - (f) 出願人が発明者の権利承継人である場合は、譲渡証
 - (g) 条約上の優先権を主張する場合は、優先権書類
 - (h) 博覧会における発明の展示に関して陳述がなされる場合は、関連証明書
 - (i) 公共の利用に供されず特許出願において開示することができない微生物の使用を伴う発明の場合は、当該微生物の寄託にかかる受領証
 - (j) 特別の法令により定められた行政サービス手数料
- (2) 願書、クレームを伴う明細書、図面及び要約は新しい用紙から始め、別個に連続番号を付するものとする。これらの内容は、それぞれに応じたものでなければならない。
- (3) 用語は、出願を通じて一貫性がなければならない。技術的概念については、ハンガリーの用語、これがない場合は国際慣行上の用語を用いる。寸法の単位は、特別の法令により定められた単位で、これがない場合は国際慣行で受け入れられている単位で表示する。

第2条 願書

(1) 願書は1通の写しを提出し、かつ、次を含むものとする。

(a) 出願人の名称及び住所。出願人が複数であってその権利の持分が均等でない場合は、権利の持分

(b) 発明の名称(発明の内容の簡潔かつ正確な表示)

(c) 出願人が発明者又はその権利承継人である旨の宣言

(d) 発明者の名称及び住所。発明者が複数であってその創作者であることの持分が均等でない場合は、その持分

(e) 代理人(いる場合)の名称及び住所

(f) 条約上の優先権又は国内優先権を主張する場合は、その旨の宣言。これには、条約上の優先権の場合は外国特許出願の出願日、国及び番号、また、国内優先権の場合は係属出願の出願日及び参照番号を表示する。

(g) 発明を博覧会において展示する場合は、その旨の陳述

(h) 変更又は分割の場合は、その旨の宣言。これには、原出願の参照番号並びに出願日及び優先日を表示する。

(i) 特許付与の申請

(j) 願書に添付した書類を示す一覧

(k) 出願人(すべての出願人)の署名又は代理人の署名

(2) 願書は、ハンガリー特許庁から無料で入手できる様式に記入することによっても作成することができる。

第3条 明細書及びクレーム

(1) 明細書及びクレームは、次により作成し、3通の同一の写しを提出する。

(a) 明細書及びクレームは、A4サイズ(29.7cm×21.0cm)の強靱かつ白い用紙の片面に記載する。すべての用紙は、容易に分離し、かつ、再び綴じ合わせることが可能なように綴じられていなければならない。

(b) 用紙の余白は、左方で2.5cmから4cmまで、上方で2cmから4cmまで、右方及び下方で2cmから3cmまでとする。

(c) 明細書及びクレームは、タイプ又は印刷し、かつ、1行半又は2行の行間をあける。化学又は数学の式及び外国文字は、必要な場合は、手書でもよい。

(d) 明細書及びクレームには、原文の真正性に影響を及ぼさない些細な抹消、訂正又は挿入以外は施してはならず、かかる抹消、訂正又は挿入については、用紙の余白に署名する。

(e) 明細書及びクレームは、図面を用いてはならないが、数字又は文字で表わされる表及び化学又は数学の式を用いてもよい。クレームには、必要不可欠な場合にのみ表を用いることができる。

(f) 図面で用いる引用記号は、明細書においては示した特徴の前に括弧なしで置き、クレームにおいては示した特徴の後に括弧付きで置く。クレームにおいては、引用記号によってしか明細書又は図面に言及できない。図面に示されたすべての引用記号を明細書に記載するものとする。

(g) 出願人(すべての出願人)又は代理人は、明細書及びクレームの最後の用紙の末尾に署名するものとする。

(2) 特許明細書は次のようなものでなければならない。

(a) 発明の名称を記載すること

(b) 発明の出願の対象及び分野を簡潔に記載すること

(c) 発明に最も密接な公知の解決を記載することにより、また、可能な場合は、背景技術を示す文献を引用することにより、背景技術を示すこと。さらに、発明が改良を意図している欠点を記載すること

(d) 発明により解決される技術的課題を示すこと

(e) 主クレームに従って、発明を実施するための最良の態様を記載すること

(f) 従属クレームに従って、必要な場合は、有利な態様を記載すること

(g) 対象を表示した図面中の図番を列挙すること

(h) 保護の範囲を裏付ける1以上の実施例を記載すること

(i) 背景技術の関連において発明の有利な効果を記載すること

(3) 保護を求めている対象を定義するクレームは、次の発明の技術的特徴に基づいて作成する。

(a) クレームは、発明の性質いかんにより、製品、装置、方法又は用途について作成することができる。

(b) クレームは1つの文章から成るものとし、アラビア数字で連続番号を付する。

(c) クレーム((d)の場合を除く。)は、説明及び特徴部分を含むものとする。説明部分は、発明の対象を示し、かつ、適切な場合は、その発明に最も近い技術水準に属する解決に共通の特徴を示すものとする。特徴部分は、発明を当該解決から区別する特徴を記載しなければならない。説明及び特徴部分は、「の特徴がある」又は「を特徴とする」の語句により関連付け

るものとする。

(d) 新しい化合物及び混合物並びに化合物及び混合物の用途に関連するクレームにおいては、特徴は、説明及び特徴部分に分けることなく、連続的に記載するものとする。

(e) 技術的課題を解決するために絶対に必要なすべての特徴は、1 つの独立クレームに含めなければならない。また、1 つの特許出願において一群の発明が主張されている場合は、2 以上の独立のクレームに含めなければならない。

(f) 独立のクレームの保護の範囲に属する有利な解決を従属クレームに含めることができる。従属クレームは、直接又は間接に独立のクレームを引用しなければならない。

(g) クレームは、絶対に必要な場合を除いては、発明の技術的特徴に関して、明細書、図面又はその他の文献を引用してはならない。

第4条 図面

図面(系統図及び図表を含む。)は、3 通の同一の写しを提出するものとし、かつ、次の技術製図の原則に基づいて作成しなければならない。

(a) 図面は、A4 サイズの強靱で白い用紙の片面に描き、かつ、用紙には、2cm 以上の枠なしの余白を設ける。

(b) 図面は、黒い、よく見え、長持ちする、均一の太さの線で作成し、かつ、彩色、ぼかし、折れ及び亀裂があってはならない。横断面は、線影により示す。

(c) 図面の縮尺及びグラフィックの技法は、大きさを3分の2に縮めた場合に、困難なくすべての細部を見分けることができるようなものでなければならない。

(d) 2 枚以上の用紙に描いた複数の図形により単一の完成した図形を表わすときは、数枚の用紙上の図形は、その何れの部分も隠れることなく完成した図形を組み立てられるように配置されていなければならない。

(e) 異なる図形は、1 又は複数の用紙の上に明確に分離された形で配置し、かつ、用紙の番号とは別個に、アラビア数字で連続番号を付する。

(f) 図面に示されるすべての引用記号(数字及び文字)は、簡単で明確なものでなければならない。数字及び文字の高さは0.32cm 以上でなければならない。また、化学式を含む図面上では、環の直径は1.4cm 以上でなければならない。数字及び文字については、括弧、丸又は引用符を用いてはならない。図形の文字には、ラテン語及び慣習的になっている場合はギリシア語を用いる。

(g) 図形で用いることができる引用記号は、明細書にも用いられている引用記号に限られる。図面の中の同一の特徴部は、明細書及びクレームに用いられる引用記号に相応する同一の引用記号により示す。

(h) 図面には、大きさ及び本文事項を表示してはならない。ただし、理解のために不可欠な(「水」、「蒸気」、「AB の断面」、「開いた」、「閉じた」といったような)短くて単純な言葉並びにブロック図又は工程図の図表の理解のために不可欠な少数の語句はこの限りでない。

(i) 各用紙の余白に、その用紙の番号及び斜線により分けた用紙総数を記載する。

第5条 要約

(1) 要約は、3通の写しを提出するものとし、次を含まなければならない。

(a) 発明の名称

(b) 明細書、クレーム及び図面に開示された発明の概要(望ましくは50から150語まで)で、発明による課題解決方法の要点及び発明の主たる用途の明確な理解を可能にするもの

(2) 要約の末尾に、発明を最も適切に特徴付ける図形の番号を表示する。要約でこの図形の引用記号を用いる(括弧を付して、言及される特徴の後に置く。)。

第6条 植物の品種に関する特則

植物の品種に関する特許出願の場合は、第2条から第4条までの規定に次の変更を加えて適用する。

- (a) 発明の名称には、品種の名称、通称及び括弧を付した種のラテン名を含めるものとする。政府が適格性を付与した品種の場合は、適格性付与の際に登録された名称を用いる。
- (b) 明細書においては、当該植物の品種に最も近い一般に知られた品種からの区別を可能にするような本質的な形態学上その他の相当程度の特徴を示すことにより、当該植物の品種を識別するのに必要な程度の特徴付けを行なうものとする。
- (c) 明細書及びクレームにおいては、品種の名称によっても、一般に知られた品種を引用することができる。
- (d) クレームの説明には、品種の名称、品種の通称並びにその起源及び知られた特徴を含め、特徴部分には、当該植物の品種に最も近い一般に知られた品種から当該品種を区別する特徴を含めるものとする。
- (e) 植物の品種は、3通の同一の写しをもって提出する複製可能な写真により提示する。写真は、明細書で開示された重要な特別の特徴をできる限り示すものでなければならない。

第7条 動物の品種に関する特則

動物の品種に関する特許出願の場合は、第2条から第4条までの規定に次の変更を加えて適用する。

- (a) 発明の名称には、品種の名称、通称及び括弧を付した種のラテン名を含めるものとする。政府が承認した品種の場合は、認定の際に登録された名称を用いる。
- (b) 明細書においては、当該動物の品種に最も近い一般に知られた品種からの区別を可能にするような特徴の評価に基づき、識別するのに必要な程度の特徴付けを当該動物の品種について行なうものとする。さらに、動物の品種が家畜育種法の対象外である場合は、繁殖可能性の観点から重要な情報について詳述することにより、特徴付けを行なうものとする。
- (c) 明細書及びクレームにおいては、品種の名称によっても、一般に知られた品種を引用することができる。
- (d) クレームの説明には、品種の名称、品種の通称並びに、必要な場合は、その起源及び知られた特徴を含め、特徴部分には、当該動物の品種に最も近い一般に知られた品種から当該品種を区別する特徴を含めるものとする。
- (e) 動物の品種は、3通の同一の写しをもって提出する複製可能な写真により提示する。写真は、明細書で開示された重要な特別の特徴をできる限り示すものでなければならない。

第 8 条 施行

(1) 本法令は、1996 年 1 月 1 日に施行する。本法令の規定は、本法令の施行後に行なわれる特許出願に適用する。

(2) 本法令の施行と同時に、特許出願の詳細手続に関する法令 No.16/1994(IX.13.)IM を廃止する。